

進路かわら版

第5号 2026.2.27
東京都立北特別支援学校 進路指導部
住所 東京都北区十条台1-1-1
電話 03-3906-2321



【こんにちは！進路指導部です】



日頃より本校の教育活動に御理解いただきまして、感謝申し上げます。

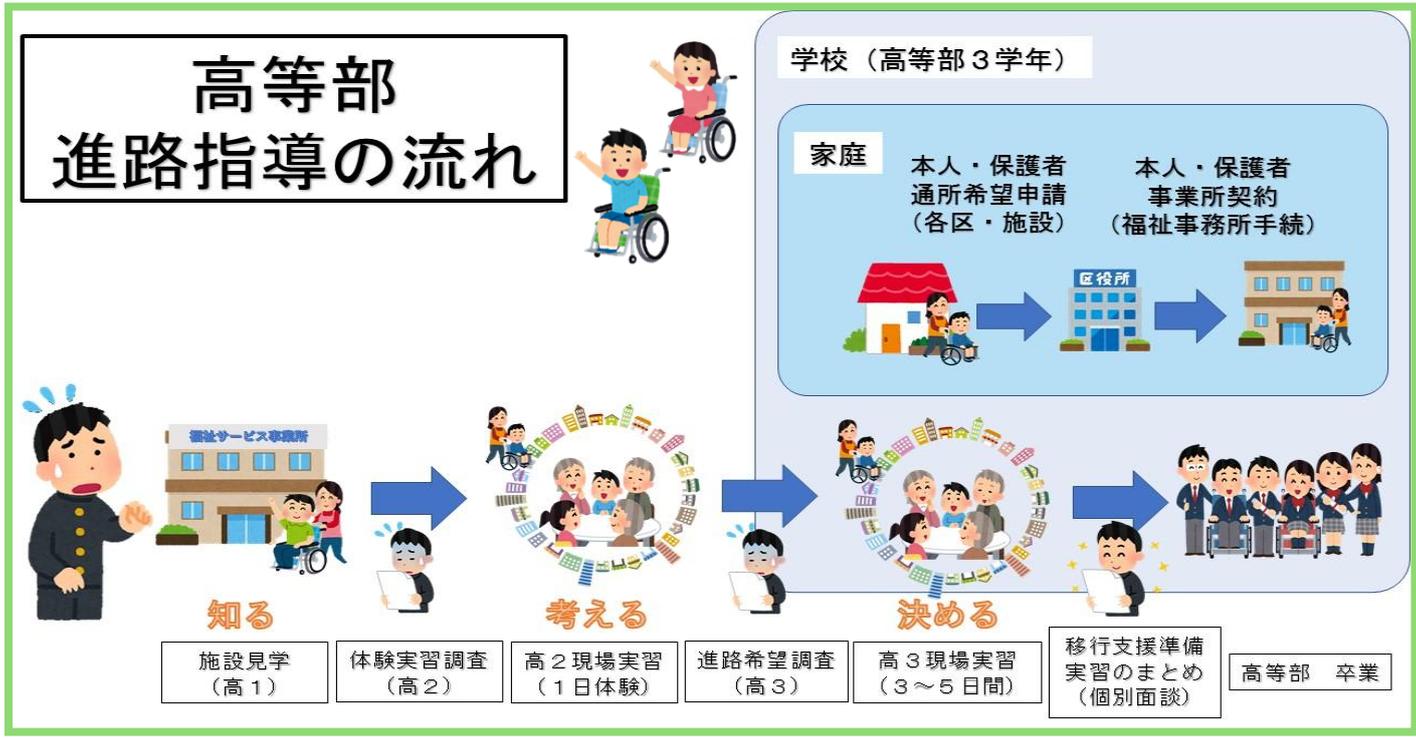
2月に入り、暦の上では「立春」を迎えました。校内中庭の梅も咲きほころび、春の気配を感じられたかと思えば、都心でも積雪を観測する余寒を感じる日もありました。今年度も残すところ1か月…新たな節目に向けて、最後のまとめをしていきたいところです。

今回の進路かわら版では『現場実習』(Ver.2)と『年金セミナー』について御紹介させていただきます。

【高等部現場実習】(Ver.2)

高等部3年生は、現場実習を終えることができました。居住区の状況に応じて実施手続きは様々でしたが、無事に終えたことに感謝申し上げます。

*本校 R5「進路かわら版」より抜粋



高等部では上記のような流れで取り組んでいます。本校の流れは「進路かわら版3号」でお伝えさせていただいているように、卒後の進路先（主に障害福祉サービス利用）に向けて進めております。他、一般企業や特例子会社を希望する方は、より多くの見学や実習、インターンシップへ参加することになります。

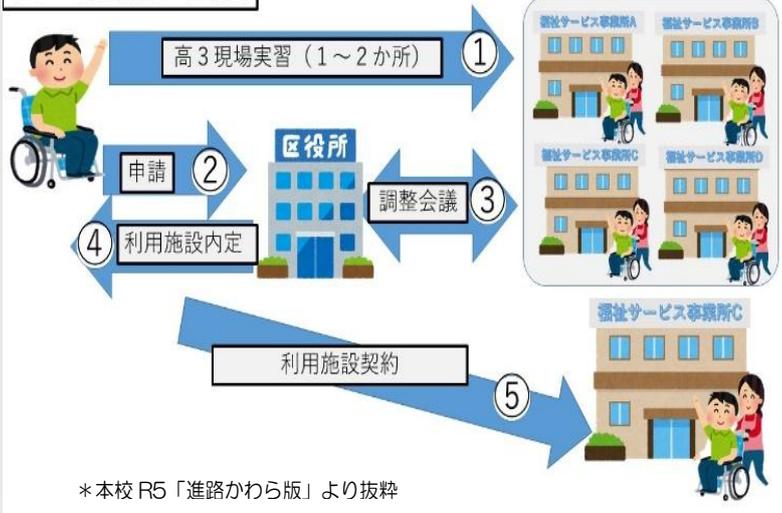
高等部3年生で現場実習を終えて、その後は『内定通知』が来たり、契約を交わしたりと、**基本的には本人・保護者（ご家庭）と事業所や区（自治体）とのやりとりが基本**となります。卒後の先の場所への引継ぎも、学校で作成した書類等は、「移行支援資料」として、卒業前に保護者へお渡しをしますので、必要に応じて通所先へご提示、ご活用いただく流れとなっています。





一般的な実習、その後の流れです。主に『区立（区営）事業所』と『民間事業所』の違い、というイメージがわかりやすいかと思います。

区の利用調整会議



＜区立＞

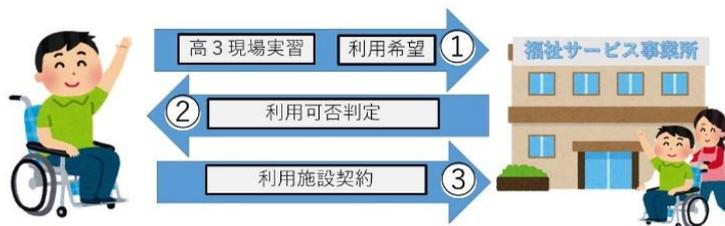
- 区の福祉課が入所の調整を行うことが多い。
- よって、事前に*区にエントリー（申請）する。
- エントリーした施設/事業所に実習をし、その評価は学校と自治体に共有される。
- 区に*最終希望先を申請する。
- 区で入所調整会議を行う。
- 区より利用の内定が通知される。
- 区や施設/事業所と契約をする。

***必切を設ける区があります**

＜民間＞

- 施設/事業所に直接、実習の申し込みを行う。
- 区によっては、事前に民間にもエントリーすることを伝える。
- 施設/事業所に実習をし、その評価は学校に共有される。
- 利用の可否が通知される。
- 施設/事業所と契約をする。

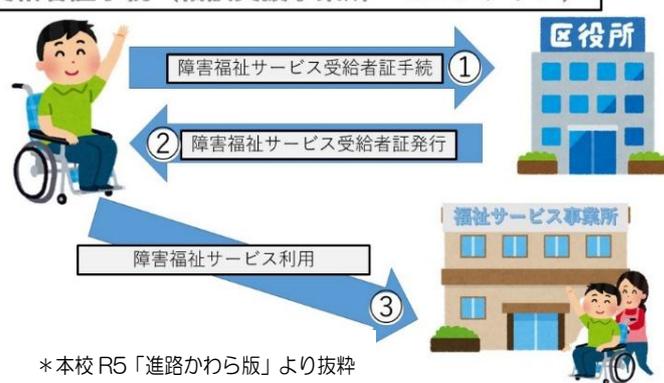
直接契約



障害者通所事業所利用の場合は、
並行して『障害福祉サービス』利用申請を！！

「卒後に障害福祉サービスの通所施設に通いたいです！」と申請すると、**障害支援区分認定調査*1**が行われ、「**障害支援区分*2**」が決定されます。「サービス等利用計画」を障害福祉課へ提出すると、「障害福祉サービス受給者証」が発行され、障害福祉サービスの利用（通所）が規定の日数でできるようになります！

受給者証手続（相談支援事業所・セルフプラン）



*東京都肢体不自由特別支援学校進路指導連絡協議会「進路の手引き」より抜粋

*1 「**障害支援区分認定調査**」：成人の障害福祉サービスのうち介護給付を利用する際に区市町村が認定する調査。18歳の誕生日前に本人・保護者からおよそ80項目の内容について聞き取る調査のことです。



*2 「**障害支援区分**」：*1の調査の結果、必要とされる支援の度合いに応じて区分1（軽度）～区分6（重度）の判定をさします。

【年金セミナー】



2月12日(木)に本校近くにある「日本年金機構 北年金事務所」の方2名をお招きし、本校会議室と、オンライン中継で「年金セミナー」を開催しました。小・中・高等部の保護者の方、20名を超える参加をいただき、学校対象者に絞った「障害年金のイロハ」を教えてくださいました。

『年金とは耳にする…でも、実際のところ、何をどうしたらよいものか、わからない。』『一度では理解することが難しい…手続きが複雑?!』などの事前質問をいただいた上で、「令和7年障害年金ガイド」を元に、説明いただきました。実際の書類(書式)を手元にしながら、確認する流れとなりました。

障害年金とは？

病気やけがが原因で、日常生活やお仕事に困難がある方が受け取れる公的な年金です。年齢にかかわらず、現役世代でも対象となる場合があります。



2種類あります。今回は、こちらメインのお話です！



障害厚生年金(しょうがいこうせいねんきん)

会社員や公務員など、厚生年金に加入していた方が対象で、障害基礎年金に上乗せして受け取れる場合があります。

障害基礎年金(しょうがいきそねんきん)

*病気やけがで初めて医師または歯科医師の診療を受けたときに、国民年金に加入していた場合などに、請求できます。

障害基礎年金の支給額は？



*「令和7年度 障害年金ガイド」より一部抜粋

障害の程度は、日常生活にどのような制限を受ける状態にあるかが判定の基準で、「身体障害者手帳」や「愛の手帳」の等級を決定する基準と異なります！！

つまり、「手帳の等級」と「障害年金の等級」は一致しない場合があります！

本人所得で計算され、367.1万円以下であれば大丈夫！



*1級：他人の介助を受けなければ日常生活のほとんどできないほどの障害の状態(略)
(1,039,625円)

*2級：必ずしも他人の助けを借りる必要はなくても日常生活は極めて困難で、労働によって収入を得ることができないほどの障害(略) (831,700円)

これらをもろうためには、「申請(手続き)」が必要になります！

障害基礎年金の申請について

申請に必要な主な書類として、以下、ご説明いただきました。



主治医の先生にお願いするもの

その1. 『診断書』

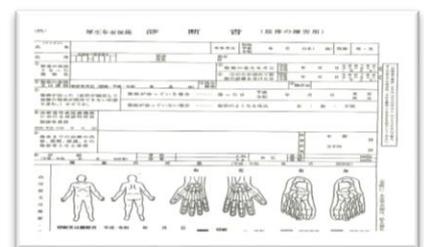
• 種類は8種ある。「肢体の障害」の診断書1枚で申請でもOK)

• 病状を的確に書いてもらえる人でOK

(小児科Dr.でも、整形外科Dr.でもOK)

• 20歳前後3ヶ月、その時の状況・症状を受診して書いてもらう。

(18歳、19歳あたりになったら、病院のDr.に『年金の診断書』を書いていただくことができるか、聞いてみる!) *「現症日」の記載欄があるため、早すぎる記入はNG



主治医の先生にお願いするもの

その2. 『受診状況等証明書』

- ・病院にかかったことを証明するもの。原則として初診のことを記入するもの。
- ・『診断書』とは異なり、初診が20歳を基準に、1年6か月前、つまり18歳と6か月の前に受診があるということがわかればよい。
- ＊現在のDr.が書けるようであれば、そのDr.に書いていただいてもOK (Dr.に書いていただけるか確認の上、お願いしてみてくださいね。)



保護者が記入するもの

その1. 『年金請求書』

- ・名前、住所、どこのお口座（本人口座）に振り込めばよいか、記入するもの。
- ・今年度のものは表がピンクの用紙。複数つづりになっている。



保護者が記入するもの

その2. 『病歴・就労状況等申告書』

- ・発病、傷病したところから記入するもの。
- ・裏面は20歳誕生日の前日の状況を記入。
- ・日常生活を数字で表す⇒これは保護者の主観でよい。
- ・一番下に『代筆者：保護者名』『請求者：本人』の記入。



「学校生活支援シート」シート7 (病気・入院・手術等の記録) が役立ちます！



障害年金の申請と一緒に、こちら「申請」(手続き) すると一度で手続きが済みます！

保護者が記入するもの

その3. 『年金生活者支援給付金請求書』

- ・誰でももらえるものではないが、基本的にはもらえるもの。(なぜなら、障害基礎年金2級以上に該当した場合、本人所得が479.1万円以下の人が対象だから。)
- ・障害年金と一緒に手続き可能なので、セットで持参するとよい。

以上、最低限のところをまとめました。在校中にできることとしては、『学校生活支援シート』に記録を残しておくこと』、そして18歳以降のところ、主治医や病院が変わる人も多いとのことで、『本人の病状を記入できるDr.とつながっておくこと』を意識して、過ごしていただけたらと思います。



ご相談窓口として…

年金に関わることについては、個別的な内容が多くなり、不明なところが出てくるかと思えます。お問い合わせ窓口として、お住まい近くの年金事務所・各区役所内の年金窓口でも良いそうですが、「地域の指定」は無いそうです。つまり、どなたでも「北年金事務所」にご相談できる、とのことでした。ぜひ、ご相談・ご利用いただければと思います。

来所でのご相談希望は、事前に電話で予約を！

日本年金機構 北年金事務所

〒114-8567
 北区上十条1-1-10
 TEL 03-3905-1011 (代表)
 【一般的なお問い合わせ】
 ねんきんダイヤル
 TEL 0570-05-1165

